

大田区立嶺町小学校いじめ防止基本方針

しない・させない・見逃さない
～組織で取り組むいじめ防止～

平成26年9月1日 大田区立嶺町小学校決定

令和7年4月1日 大田区立嶺町小学校改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日 東京都・東京都教育委員会決定）・大田区「大田区いじめ防止基本方針」（以下基本方針）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立嶺町小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第1 学校基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。

第4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、こどもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を推進する

いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、家庭、地域社会その他の関係機関と連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりの取組を推進する

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第5 学校における取組

1 嶺町小学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）及び基本方針を参酌し、本校の実情に応じ「嶺町小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

（1）いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、各学級担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等で構成する「い

じめ防止対策委員会（「いじめ対策委員会」）を設置する。

本校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置しあらゆるいじめに対して、迅速かつ組織的に対応する。

- （２） 学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、組織の存在及び活動を周知させるとともに事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるような取組を行う。
- （３） 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

３ 学校におけるいじめの防止に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の４つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

（１）未然防止

- ・ 校長による「いじめ問題に関する講話」を計画的に全校朝会で行う。
- ・ 児童一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 児童の発達段階や実態を踏まえ、計画的に、国語科、総合的な学習の時間、特別の教科 道徳の授業において、児童がいじめの問題について主体的に考え、話し合いや意見交換ができる機会を設ける。
- ・ 校内研修等ＯＪＴの充実やＯｆｆ－ＪＴ等を通じて教職員の対応力の向上を図る。
- ・ インターネットによるいじめ防止のため、嶺町小情報モラルルールを定め、啓発活動を行う。
- ・ 個人面談や教育相談、学校・学年だよりなどを通じて家庭との連携・協力を強化する。

など

（２）早期発見

- ・ 日常的な会話や観察等を通して、児童の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・ 東京都の「ふれあい月間」アンケート調査、大田区のこどもの心のサポート月間アンケート調査、５年生対象のスクールカウンセラーによる全員面接等の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、保健室や相談室の利用等、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で適切に共有化する。
- ・ 児童に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しやすいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- ・ 保護者や地域住民、関係機関の職員等からのいじめに関する情報の収集に努める。

など

（３）早期対応

- ・ 「いじめは、いつ、どの学級でも起こり得る」「どの児童も加害者・被害者になり得る」という危機感を常に高くし、いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた対応を行う。

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校便りや保護者会の開催等により、保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ・ 単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた児童及びいじめた児童については、引き続き様子を注意深く観察する。

など

(4) 重大事態への対処

- ・ 全教職員に、法第 28 条第 1 項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。
- ・ 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ、事態発生について報告する。
- ・ いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会及び区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

など